

特集「企業経営に資する知的財産管理」の企画にあたって

会誌広報委員会*

今回の特集企画にあたっての会誌広報委員会の議論は、2002年7月の「知的財産戦略大綱」、同年11月の「知的財産基本法」を基にして始まりました。そして2003年7月に「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が公表され、議論をすすめるに従い、これらの政府施策による知的財産環境整備を受けて、企業として、これら施策を自らの経営にいかん資するように戦略を組み立て、活用すべく管理していくか、また多国籍化、組織形態の変化に伴い、いかにグループ企業の知的財産を調整管理していくかが重要であると認識いたしました。

そして、上記の認識を具体的なテーマにしていく上で、以下の三つの要素を考慮いたしました。

1. 知的財産の経済的重要性

今日、情報・通信・交通の手段の発達に伴い、国際的な物流や技術などの情報移転が活発な状況になり、これら状況の根本である知的財産の経済的重要性が増してきていることです。

2. 知的財産の経済的効用の拡大（創造、活用）

知的財産の経済的重要性が増してきたことに対し、新たな知的財産の創造、そしてその活用の基となる価値評価・資産管理手法が必要になることです。

- ・まず、研究開発投資についての戦略をたてていく場合に、その理論的な考え方が必要になります。
- ・次に、発明を生み出すためには、その企業に知的財産に関する情報インフラが必要になってきます。
- ・発明を事業化するためには特許だけでなく、その企業独自のノウハウ・トレードシークレットが必要であり、その管理が問題となります。
- ・そして、このように生み出された知的財産に対し企業経営的な活用からは、その知的財産の評価と資産的管理が重要になってきます。
- ・また、企業のステークホルダーにその企業の知的財産への取組みを明らかにすることも必要になってきます。

3. 知的財産の保護への対応

知的財産の創造および活用を図っていくためには、その前提として法的保護も必要になりますが、保護については二つの観点から考えてみました。

- ・一つは、知的財産の客体、例えば発明は国境を超えて利用可能な国際性をもつものでありながら、一方、知的財産制度が属地主義によっているということです。
- ・もう一つは、知的財産制度というものが、ある種の情報について社会経済発展を目的としてプライベートドメインを認めていることに対し、パブリックドメインとの境界について現状およびそ

* 2003年度 Publication and Public Affairs Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

の方向性を把握する必要があるということです。

本特集は、以上の説明のように、国内外の知的財産強化の動向を踏まえ、今後起こると予想される状況に対応した知的財産管理を展開し、企業経営に資していくかという問題意識から、三つのPARTにおけ、各PARTについて造詣の深い方々に依頼し、ご執筆頂きました。

「PART 1 創造への知的財産管理」では、一橋大学の長岡貞男教授に経済学的な見地からの研究開発及び知的財産戦略策定への考え方を、また、新たな創造を生み出す源泉となる情報について、情報システム面から「知的財産情報システム委員会」に、さらに、トレードシークレット面の管理から「フェアトレード委員会」をお願いいたしました。

「PART 2 活用への知的財産管理」では、システム・インテグレーション(株)代表取締役社長の多喜義彦氏から財としての知的財産評価について、また、知的財産の企業情報の開示について「知的財産管理第2委員会第2小委員会」に、さらに、分社化等の企業形態の変化に伴う知的財産管理について「知的財産信託プロジェクト・チーム」をお願いいたしました。

「PART 3 保護に対する知的財産管理」では、日本における知的財産司法の変化への対応について、新日本製鐵(株)参与知的財産部長の阿部一正氏に、90年代以降飛躍的に重要性のましてきたデジタル環境に対する諸問題、即ちインターネット環境、オープンソースソフトウェアに関する諸問題について「デジタルコンテンツ委員会」および「ソフトウェア委員会」に、さらにいち早く知的財産を企業経営の重要資源としている米国企業における知的財産管理の概観を、米国特許弁護士のピーター・シェクター氏をお願いいたしました。

今回の特集の締めくくりとして、座談会を開催し、知的財産を管理する人材の育成について語って頂きました。

最後に、この場をお借りして、今回の特集趣旨にご賛同頂き、お忙しい中、執筆を頂きました各執筆者の方々、本企画を進める上で、アドバイスを頂いた方々、ご尽力を頂きました方々に、篤くお礼申し上げます。